

**日高市社会福祉協議会ボランティア活動等支援事業補助金
申請の手引き**

●内 容

- (1) ボランティア活動等支援事業補助金について**
- (2) 申請・報告の手順について**
- (3) ボランティア活動等支援事業補助金交付要綱**
- (4) 申請に関する様式**

提出期限：令和3年6月18日(金)

< 提出先 >

**社会福祉法人日高市社会福祉協議会
(日高市ボランティア・市民活動支援センター)**

日高市楡木201番地(日高市総合福祉センター「高麗の郷」内)

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

TEL 042-985-9100

(1) ボランティア支援事業補助金について

1. ボランティア支援事業補助金とは

日高市社会福祉協議会(日高市ボランティア・市民活動支援センター)は、当該年度において日高市ボランティア・市民活動支援センターのボランティア団体登録の決定を受けた団体に対して、その団体が行なうボランティア活動等を支援するため、その活動に要する経費に対し、補助金を交付します。

※交付決定には審査があり、必ずしも交付されるわけではありません。

2. 対象となる団体(以下のすべてに該当)

- ① 日高市ボランティア・市民活動支援センターにボランティア団体登録の決定を受けている団体
- ② 今年度、その他の補助金の交付を受けていない団体
- ③ ボランティア活動をしている団体

3. 補助経費の内容

※市から委託された事業に係る活動を除く

①補助の対象となる経費 (上限10万円)

講師謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、器具備品費、研修における会場使用料、コミュニティ食堂における食材費その他補助事業等を行う経費

②補助の対象とならない経費

人件費、食糧費(前号の経費を除く。)、交際費、光熱水費、ボランティア団体の運営維持に係る経費及びボランティア団体の事務所の維持に係る経費。

4. 補助の対象となる期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日の間に実施される活動

(2) 申請・報告の手順について

1. 申請の手順

①「ボランティア活動等支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)

②「事業計画書」(様式第2号)の提出 (団体⇒社協)

※窓口にて内容を確認させていただきます。

補助金交付の審査 (市・社協)

決定した団体に「決定通知書」(様式3号)により回答 (社協⇒団体)

決定した団体に対して補助金の交付 (社協⇒団体)

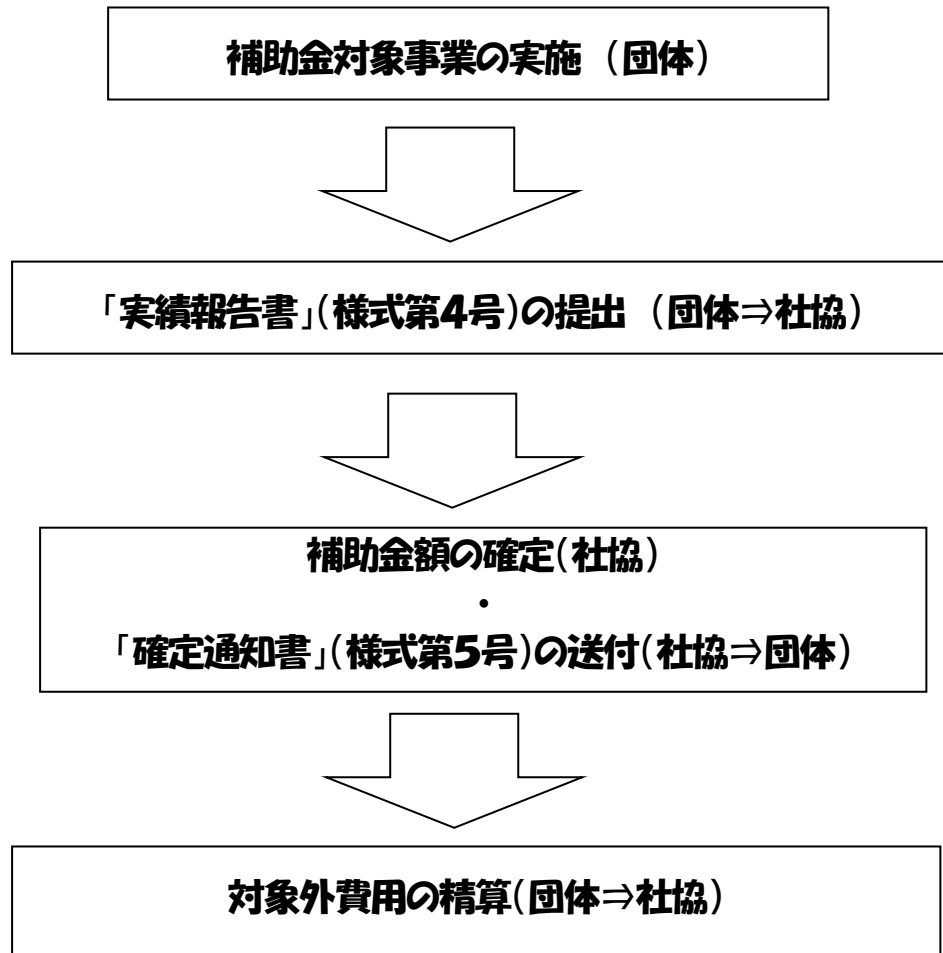
補助金対象事業の実施 (団体)

※補助金を活用し、作成したチラシや備品等には、
「日高市社会福祉協議会ボランティア活動等支援事業補助金」
を使用している旨を明記してください。

提出漏れや記入漏れのないようご注意ください！！

申請について、ご不明な点は日高市社会福祉協議会までご連絡ください。
TEL:042-985-9100

2. 報告の手順



補助金交付が決定した団体は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、関係書類を大切に保管してください。

記入例

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

〈事業内容について〉

団体名	日高市ボランティアの会	
代表者名・電話番号	氏名 日高 太郎	電話番号 042-〇〇〇-×××
事業開始年月日	令和3年9月1日	具体的に。枠線内で収まらない場合は資料をつけてください。
主たる活動地域	〇〇サロン	
補助事業等の目的・内容	<p>介護や子育てに不安を感じたり、迷ったりしたときに寄り添える手引きを講師に助言をもらいながら作成する。</p> <p>広く市民や関係機関に配付し、SNSでも積極的に発信をしていく予定です。また、サロン参加者にコロナ禍でもつながるために、脳トレを作成しお渡ししたい。</p>	
補助事業等の効果	<p>①手引きによる情報整理</p> <p>②脳トレ配付による見守りや短時間でのコミュニケーションで孤立感の防止</p>	

〈補助事業等の収支計画〉

※補助事業等にかかる補助金対象

上限10万円の範囲内で。

1 収入

項目	金額	内容
補助金収入	60,000	
合計	60,000	

2 支出

項目	金額	助成金充当額	内容（積算内訳）
講師謝金	30,000	30,000	〇〇先生 謝金
印刷製本費	15,000	15,000	情報冊子作成費
印刷製本費	15,000	15,000	脳トレチラシ作成費
合計	60,000	60,000	